



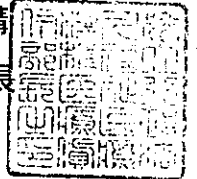
医業第 0723001 号

平成 21 年 7 月 23 日

各 都道府県医務主管部（局）長 殿

独立行政法人福祉医療機構

医療貸付部長



経済危機対策等に伴う医療機関への支援について

医療貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、政府により「経済危機対策」（平成 21 年 4 月 10 日）が策定され、必要な財源確保として補正予算により予算措置されたところです。

これに伴い当機構においては、地域医療の確保を推進していくために融資条件の優遇等により、医療機関の資金調達の負担を軽減し施設整備の円滑な実施や安定的な経営を支援していくこととしております。

融資条件については別紙のとおりとなっておりますので、貴職におかれましてはご了知の上、関係者へ周知していただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、介護基盤緊急整備に係る融資条件の優遇については、決定次第お知らせすることといたします。

経済危機対策等に伴う融資条件の優遇について

1. 病院の経営安定化資金の優遇措置

平成20年10月から病院、診療所及び介護老人保健施設の経営の安定化を図るために、経営安定化資金の融資を行っているところであるが、世界的な金融危機等の影響により病院の資金調達に困難をきたしている状況に対応するために限度額の拡充を行うものである。(平成21年4月26日より実施)

融資対象	経営環境変化により資金繰りに困難をきたしている病院、診療所及び介護老人保健施設	
限度額	病院：1億円 診療所：4千万円 介護老人保健施設：1億円	→ 病院：7.2億円 診療所：同左 介護老人保健施設：同左
融資利率	1.6% (7月10日現在)	→ 同左
融資期間	7年間(うち据置期間1年以内)	→ 病院：10年間(うち据置期間1年以内) 診療所：同左 介護老人保健施設：同左
申込期間	平成22年3月末まで	

2. 耐震化整備事業に係る優遇措置

全国の病院の約半数が新耐震基準を満たしていない建物を有している状況であり、一層の耐震化推進を図る必要があることから、耐震化に伴う建替整備及び耐震補強工事に係る建築資金の融資条件を優遇するものである。

なお、国において災害拠点病院、救命救急センターを有する病院及び二次救急医療機関の耐震化に係る財政支援として創設された医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となった整備については、当初5年間の金利を0.5%優遇する。

融資対象	未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果I s値が0.6未満の建物について新築又は増改築する医療機関	
融資額	通常融資 (融資率80%)	→ 事業費の概ね90% ただし、耐震化臨時特例交付金の交付対象となった整備については交付金の額を除く。
融資利率	通常融資 (2.1% (7月10日現在))	→ 1.6% (7月10日現在) 医療施設耐震化特例交付金の対象となった整備については、当初5年間の金利を0.5%優遇し1.1%とします。
申込期間	原則として、平成23年3月末まで	

3. 地域医療再生計画に基づく施設整備に係る優遇措置

救急医療の確保、地域の医師確保など、地域医療の課題を解決するため、国においては、地域医療再生臨時特例交付金を創設し、各都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく取組を支援することとしている。

これに伴い地域医療再生計画の達成を推進するため、地域医療再生臨時特例交付金の対象となった施設整備に係る建築資金の融資条件を優遇するものである。

融資対象	地域医療再生臨時特例交付金の対象となった施設整備を行う医療機関	
融 資 額	通常融資 (融資率 80%)	→ 事業費の概ね 90% ただし、地域医療再生臨時特例交付金の額を除く。
融資利率	通常融資 (2.1% (7月10日現在))	→ 1.6% (7月10日現在)
申込期間	原則として、平成 26 年 3 月末まで	

4. 社会保険病院等の購入資金の融資

社会保険病院及び厚生年金病院の資産を独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）から譲受し、地域医療を確保していくために必要とされる医療機能を維持しつつ、引き続き医療の提供を行う病院に対して、購入資金の融資条件を優遇するものである。

融資対象	社会保険病院等（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む）の資産を譲受し、引き続き医療の提供を行う病院。	
融 資 額	通常融資 (購入資金の 80%)	→ 購入資金の 100%
融資利率	通常融資 (2.1% (7月10日現在))	→ 1.6% (7月10日現在)
申込期間	原則として、平成 22 年 9 月末まで	

安定

経営安定化資金の融資拡充について

融資条件の拡充を図り安定的な経営を支援します。

経営安定化資金は、経済情勢の悪化による経営環境の変化により、一時的に資金不足を生じている病院、診療所および介護老人保健施設の経営の安定化を図るための長期運転資金をご融資する制度です。

当機構においては、経済危機対策の一環として、病院への融資条件の優遇措置を図りましたのでお知らせします。

ご利用いただけるお客さま

病院、診療所および介護老人保健施設を開設されている方で、経営環境変化により資金繰りに困難をきたしている医療機関の経営者の方

ご融資の条件

1. 融資額	病院 7億2千万円以内【1億円以内から拡充】 介護老人保健施設 1億円以内、診療所 4千万円以内 (ただし、担保価格の範囲内の額)
2. 融資利率	年1.6% (平成21年7月10日現在)
3. 融資期間	病院 10年以内【7年以内から拡充】(うち据置期間1年以内) 介護老人保健施設及び診療所 7年以内(うち据置期間1年以内)
4. 担保	原則不動産担保の提供が必要となります。 〔1千万円までは無担保融資可能 不動産担保がない場合は診療報酬債権等のみの担保でも可能〕
5. 保証人	1名以上 (ただし、開設者が個人の場合は、本人及び同一生計者等のみの保証人は不可)
6. お申込期間	平成22年3月末まで
7. その他	機構で行う経営診断を受けていただきます。

※ご融資には審査があります。

お問い合わせ・申込先

詳細につきましては、こちらにご照会ください。

- 開設地が東日本(北海道～三重県)の場合
東京本部 医療貸付部医療審査課 TEL 03-3438-9937
FAX 03-3438-0659
- 開設地が西日本(福井県～鹿児島県)の場合
大阪支店 医療審査課 TEL 06-6252-0219
FAX 06-6252-0240

再生

地域医療再生計画の促進について

地域医療再生計画に基づく医療機関の施設整備をご支援します。

救急医療の確保、地域の医師確保など、地域医療の課題を解決するため、国においては、地域医療再生臨時特例交付金を平成21年度補正予算に計上し、各都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく取組を支援することとしています。

当機構においても、地域再生計画に基づき施設整備を行う医療機関に対する融資条件を緩和することにより、地域医療再生計画に基づく取組をご支援していきます。

ご利用いただけるお客さま

地域医療再生計画に基づき施設整備を行う医療機関の経営者の方

ご融資の条件

1. 融 資 額	建設費の概ね90%（80%から拡充） （ただし、補助金相当額を除きます。）
2. 融 資 利率	年1.6%（平成21年7月10日現在）
3. 融 資 期 間	20年以内（うち据置期間2年以内）
4. 担 保	不動産担保の提供が必要となります。 （機構資金にて建築または取得する物件を含む施設及び敷地）
5. 保 証 人	1名以上 （ただし、開設者が個人の場合は、本人及び同一生計者等のみの保証人は不可）
6. お 申 込 期 間	原則として、平成26年3月末まで
7. そ の 他	地域医療再生臨時特例交付金は、各都道府県が二次医療圏を基本として策定する地域医療再生計画に基づく取組を支援するため、国から都道府県に交付されるものです。 （詳しくは、各都道府県の担当者にお問い合わせください。）

※ご融資には審査があります。

お問い合わせ・申込先

詳細につきましては、こちらにご照会ください。

● 東京本部 医療貸付部医療業務課 TEL 03-3438-9293 FAX 03-3438-0659





医療機関の耐震化整備の促進について

医療機関の耐震化整備をご支援します。

全国の病院の約半数が新耐震基準を満たしていない建物を有している状況であり、国においては、災害拠点病院等の耐震化に係る経費の財政支援（医療施設耐震化臨時特例交付金）を平成21年度補正予算に計上しています。

当機構においても、耐震化整備を推進していくために、経営者の方がご負担される整備費について利率等を優遇した融資によりご支援していきます。

ご利用いただけるお客さま

次の建物について耐震化を図るために新築建替又は耐震改修される医療機関の経営者の方

①未耐震と証明された建物 ②耐震診断の結果 s 値が0.6未満の建物

ご融資の条件

1. 融 資 額	建設費の概ね90%（80%から拡充） （ただし、交付金の対象整備については、交付金相当額を除きます。）
2. 融 資 利 率	年1.6%（平成21年7月10日現在） （ただし、交付金による補助の対象となっている整備事業については、当初5年間の金利を0.5%優遇し1.1%とします。）
3. 融 資 期 間	20年以内（うち据置期間2年以内）
4. 担 保	不動産担保の提供が必要となります。 （機構資金にて建築または取得する物件を含む施設及び敷地）
5. 保証人	1名以上 （ただし、開設者が個人の場合は、本人及び同一生計者等のみの保証人は不可）
6. お申込期間	原則として、平成23年3月末まで
7. そ の 他	医療施設耐震化臨時特例交付金については、都道府県が耐震化整備指定医療機関として指定した、 ・災害拠点病院 ・救命救急センター ・二次救急医療機関 が対象となります。 （詳しくは、各都道府県の担当者にお問い合わせください。）

※ご融資には審査があります。

お問い合わせ・申込先

詳細につきましては、こちらにご照会ください。

● 東京本部 医療貸付部医療業務課 TEL 03-3438-9293 FAX 03-3438-0659

耐震化整備に係る優遇融資の対象となる医療機関

耐震化整備が必要とされる医療機関

◆ 一般の医療機関

昭和56年6月改正の建築基準法による新耐震基準を満たしていない医療機関

◆ 既存補助事業の対象である医療機関

次の医療提供体制施設整備交付金のメニュー事業の対象となっている医療機関

- ① 基幹・地域災害拠点病院整備事業
- ② 地震防災対策医療施設耐震整備事業
- ③ 医療施設耐震整備事業

◆ 医療施設耐震化臨時特例交付金の対象である医療機関(経済危機対策)

次の病院のうち、耐震化整備指定医療機関として各都道府県の指定を受けた病院

- ① 災害拠点病院
- ② 救命救急センターを有する病院
- ③ 二次救急医療機関

耐震化に伴う新築建替・耐震補強

融資条件

- ① 融資金額: 建設費の概ね90%
- ② 融資金利率: 1.6%(平成21年7月10日現在)
- ③ 融資期間: 20~25年間(うち据置期間2年以内)

- ① 融資金額: 建設費の概ね90%
 - ② 融資金利率: 1.6%(平成21年7月10日現在)
 - ③ 融資期間: 20~25年間(うち据置期間2年以内)
- (ただし、当初5年間は0.5%優遇し1.1%とする)